

福岡県観光振興財源検討会議の公開に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、福岡県観光振興財源検討会議設置要綱（平成30年7月13日施行）に基づき、福岡県観光振興財源検討会議（以下、「検討会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定める。

（傍聴人）

第2条 傍聴人とは、委員長の許可を得て、検討会議を傍聴するものをいう。

（会議の公開）

第3条 検討会議の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定に関わらず、委員長が必要と認めるときは、検討会議の全部または一部を非公開とすることができる。

（会議の開催周知）

第4条 検討会議の開催は、福岡県庁のホームページへの掲載等の方法により、次の事項をあらかじめ周知するものとする。また、報道機関にも開催に関する情報を提供することとする。

- （1）検討会議の日時
- （2）検討会議の場所
- （3）議題
- （4）傍聴定員
- （5）傍聴手続き

（傍聴人の定員等）

第5条 傍聴人の定員は委員長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

（傍聴手続）

第6条 検討会議の傍聴を希望する者は、受付で氏名及び住所を記載し、係員の指示に従い席に着くものとする。

2 傍聴の受付は、検討会議開催当日に会場で会議開催の30分前から会議の開始予定時刻まで行うこととする。なお、中途入場は認めないものとする。

3 傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合であって、委員長が傍聴を認める場合は、可能な範囲で傍聴を認めるものとする。

（傍聴人の遵守事項）

第7条 傍聴人は、検討会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 検討会議の開会中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 写真撮影、録画又は録音を行わないこと。ただし、事前に委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) 会場において、携帯電話等を使用しないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) 委員長及び事務局職員の指示に従い、その他検討会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人への指示)

第8条 委員長は、検討会議における秩序の維持のため、傍聴人がこの要領の規定に違反したとき、退場を命ずるなど、必要な措置をとることができるものとする。

2 公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、委員長は、別途定めた傍聴要領を傍聴者に配布することとする。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第7条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。

3 前項の場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

(議事録等の公開)

第10条 検討会議の資料及び議事の概要は、会議終了後、福岡県庁のホームページへの掲載等の方法により公開するものとする。なお、非公開とした場合の会議資料及び会議録要旨は非公開とする。

(委員長の措置)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の公開及び傍聴に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年7月13日から施行する。

福岡県観光振興財源検討会議傍聴要領（案）

（傍聴手続）

第1条 福岡県観光振興財源検討会議（以下、「検討会議」という。）の傍聴を希望する方は、会議の開始30分前から会議の開始予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入した上で、係員の指示に従い会場に入場してください。

2 傍聴の受付は、先着順に定員に達するまで行います。

（傍聴（公開）の対象）

第2条 検討会議は、公開を原則としておりますが、「福岡県観光振興財源検討会議における会議の公開に関する要領」第3条第2項に該当する場合は、会議を非公開とすることがあります。

2 前項の規定について、検討会議の途中において第3条第2項に該当する場合は、委員長が傍聴者の退場を命ずることがあります。

（傍聴者の遵守事項）

第3条 傍聴者は、検討会議の傍聴にあたり、次の事項を遵守してください。

- （1）検討会議の開会中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- （2）写真撮影、録画又は録音を行わないこと。ただし、事前に委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- （3）会場において、飲食、喫煙等をしないこと。
- （4）会場において、携帯電話等を使用しないこと。
- （5）のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- （6）委員長及び事務局職員の指示に従い、その他検討会議の支障となる行為をしないこと。

（会場の秩序維持）

第4条 傍聴者が、第3条の規定に違反したときは、委員長が退場を命ずることがあります。